



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則

*1 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則 1

○ 告示

155 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課) 2

156 平成28年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理
(植栽管理及び清掃) 業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等
(食品・生活衛生課) 2

157 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課) 4

158 生活保護法による指定介護機関の廃止 (") 5

159 生活保護法による医療機関の指定 (") 5

160 生活保護法による介護機関の指定 (") 6

161 生活保護法による施術機関の指定 (") 6

162 生活保護法による指定医療機関の変更 (") 7

163 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効 (薬務課) 7

164 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課) 7

165 " (") 8

166 平成28年度海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資
格等 (食品流通課) 9

167 鳥獣捕獲等事業の変更の認定 (果樹園芸課) 10

168 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) 11

169 農用地利用配分計画の認可 (") 11

170 保安林の指定の解除 (森林整備課) 11

171 保安林の指定施業要件の変更 (") 11

172 " (") 12

173 基本測定の終了 (技術調査課) 12

○ 内水面漁場管理委員会告示

1 平成28年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量の決定 12

○ 公告

入札公告 (食品流通課) 14

○ 監査公表

監査公表第5号 16

監査公表第6号 17

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年2月26日

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表第1和歌山県立南紀高等学校周参見分校の項を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第155号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成28年2月16日指定した。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種 別	図 書 等 名	コード番号	発 行 所 名
コミック	恋愛天国パラダイス 3月号	09675-3	竹書房
コミック	恋愛白書パステル 3月号	19625-03	宙出版
コミック	月刊マガジンビーボーイ 3月号	18355-03	リブレ出版
月 刊 誌	実話ナックルズ 3月号	04877-3	ミリオン出版
月 刊 誌	実話BUNKAタブー 3月号	05375-03	コアマガジン
雑 誌	週刊実話ザ・タブー	20327-3/12	日本ジャーナル出版
雑 誌	実話裏歴史 vol.31	68515-83	ミリオン出版
月 刊 誌	裏モノJAPAN 3月号	01805-03	鉄人社
月 刊 誌	実話ドキュメント 3月号	15115-3	マイウェイ出版
月 刊 誌	エキサイティングマックス! 3月号	02091-3	ぶんか社

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第156号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成28年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理（植栽管理及び清掃）業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成28年度和歌山県動物愛護センター・鳥獣保護センター動物管理及び施設維持管理（植栽管理及び清掃）業務

(2) 契約期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成28年2月26日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと及び排除された者を代理人、支配人その他の使用人として使用していない者であること。
- (3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 過去5年間に於いて、国（独立行政法人等を含む。）、地方公共団体又は民間の機関が設置する施設における和歌山県動物愛護センターが指定する内容の動物管理業務に1年以上従事した経験を有する者又はこれらの者と同等に動物管理業務を遂行できることを提出書類により確認できる者を2名以上雇用している者であること。

- (8) 次に掲げる者を雇用している者であること。

ア 清掃業務について、過去5年間に於いて1年以上の実務経験を有する者

イ 造園施工管理技士又は造園技能士の資格を有する者（代表者自身がそれらの資格を有する場合を含む。）

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書

オ 直近の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

カ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）和歌山県（和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者にあつては、主たる営業所の所在地のある都道府県）が課する都道府県税全税目

（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

キ 使用印鑑届

ク 誓約書

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2（7）及び（8）に掲げる者を雇用していることを証する書類（2（7）の提出書類を含む。）

- (2) (1) イからカまでに掲げる申請書類については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等に係る参加資格審査申請の審査を経て、現に有効な競争入札に参加する資格を有する旨の通知書を

交付されている者にあつては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

- (3) (1) のア、イ、キ、ク及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、和歌山県のホームページに掲載する。

なお、同様のものを平成28年2月26日（金）から同年3月7日（月）までの火曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布する。

- (4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年2月26日（金）から同年3月2日（水）までの間に、和歌山県動物愛護センター業務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年2月26日（金）から同年3月7日（月）までの火曜日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は、簡易書留により、平成28年3月7日（月）午後5時までに6に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 入札公告、仕様書等の閲覧方法

平成28年2月26日（金）午前10時から同年3月7日（月）午後5時までの間、6に掲げる場所に備え付けるとともに、和歌山県ホームページに掲載する。

6 資格審査申請書類の配布

和歌山県のホームページに掲載するとともに、次の場所で配布する。

和歌山県動物愛護センター業務課

和歌山県海草郡紀美野町国木原372番地

郵便番号 640-1251

電話番号 073-489-6500

ファクシミリ番号 073-489-6504

7 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により平成28年3月17日（木）までに通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

- (2) (1) の説明は、平成28年3月25日（金）午後1時までに和歌山県動物愛護センター業務課に書面等（ファクシミリを含む。）により求めるものとする。

- (3) 説明を求めた者に対しては、平成28年3月28日（月）までに書面により回答するものとする。

和歌山県告示第157号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があつたので、次のとおり告示する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日

西薬新 9-26	アイン薬局南紀白浜店	西牟婁郡白浜町字ハダ峠1462-3	平成 27.10.31
海南薬新 27-27	はたがわ薬局	海南市幡川189-1	平成 27.12.20
橋医新 37-26	横田整形外科	橋本市城山台二丁目43-4	平成 27.12.31
紀薬新 29-27	きぼう薬局粉河店	紀の川市粉河3-2	平成 27.12.31
西医新 8-26	丸笹外科・内科	西牟婁郡白浜町日置981	平成 27.12.31

和歌山県告示第158号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社アインファーマシーズ	札幌市白石区東札幌五条二丁目4-30	アイン薬局南紀白浜店	西牟婁郡白浜町字ハダ峠1462-3	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成 27.10.31
有限会社セブンメイト	伊都郡かつらぎ町佐野290	訪問看護ステーションあしたば	伊都郡かつらぎ町佐野800-1	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 27.12.31
医療法人かなめ会	新宮市井の沢9-10	サンテ・ヴィラージュ太地デイケア	東牟婁郡太地町太地字北通谷1285-1	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	平成 27.12.31
株式会社シーモ	御坊市島695-3	ケアフルズ	御坊市島695-3	居宅介護支援	平成 27.1.1

和歌山県告示第159号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
西薬新 24-27	アイン薬局南紀白浜店	西牟婁郡白浜町字ハダ峠1462-3	平成 27.11.1
西歯新 19-27	ヒルデンタルクリニック	西牟婁郡上富田町朝来2585	平成 27.12.16

橋医新 65-27	横田整形外科	橋本市城山台二丁目45-14	平成 28.1.1
紀薬新 31-27	きぼう薬局粉河店	紀の川市粉河3-2	平成 28.1.1
西医新 42-27	丸笹外科内科	西牟婁郡白浜町日置981	平成 28.1.1
岩薬新 15-27	ウエルシア薬局岩出中黒店	岩出市中黒546	平成 28.2.1

和歌山県告示第160号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社調剤薬局ホンダ	和歌山市西庄1016	株式会社調剤薬局ホンダ貴志川店	紀の川市貴志川町丸栖1420	居宅療養管理指導 ・介護予防居宅療養管理指導	平成 27.10.5
医療法人稲穂会	紀の川市粉河756-3	稲穂会病院	紀の川市粉河756-3	訪問看護・介護予防訪問看護	平成 27.11.1
医療法人稲穂会	紀の川市粉河756-3	稲穂会病院	紀の川市粉河756-3	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導	平成 28.2.1

和歌山県告示第161号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	氏名	住所又は名称及び所在地	指定年月日
有市柔新 2-27	脇村誠	脇村整骨鍼灸院（柔道整復） 有田市初島町浜1174-1	平成 27.12.9
有市あ新 1-27	脇村誠	脇村整骨鍼灸院（あん摩・マッサージ） 有田市初島町浜1174-1	平成 27.12.9
有市は新 3-27	脇村誠	脇村整骨鍼灸院（はり・きゅう） 有田市初島町浜1174-1	平成 27.12.9
岩は新 10-27	藤原永輔	大阪府大阪狭山市西山台一丁目8-8	平成 27.12.28

和歌山県告示第162号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	変更事項（名称）		所 在 地	変 更 年 月 日
	旧	新		
西薬新 24-27	アイン分割準備株式会社	株式会社アインファーマシーズ	西牟婁郡白浜町字ハダ峠146 2-3	平成 27.11.1

和歌山県告示第163号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 失効する知事監視製品

次の写真に示すとおり、容器に「SIVAGUS」と表示のある製品であって、その内容物が液体又は気体のもの

（次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。）

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成28年2月28日

和歌山県告示第164号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤスーパーセンター紀伊川辺店
和歌山県和歌山市川辺220番

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 縦覧図書のとおり
(変更後) 縦覧図書のとおり

4 変更年月日

平成25年9月27日

5 変更した理由

小売業者の変更のため

6 届出年月日

平成28年2月12日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成28年2月26日から同年6月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第165号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イズミヤ和歌山店
和歌山県和歌山市新生町7番20号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イズミヤ株式会社 代表取締役 四條晴也
大阪府大阪市西成区花園南一丁目4番4号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 縦覧図書のとおり
(変更後) 縦覧図書のとおり

4 変更年月日

平成27年11月3日

5 変更した理由

小売業者の変更のため

- 6 届出年月日
平成28年2月12日
- 7 届出の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成28年2月26日から同年6月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第166号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、平成28年度海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
- (1) 業務の名称
平成28年度海外における商標監視調査業務
- (2) 契約期間
平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項
- この一般競争入札に参加することができる者は、平成28年2月26日（金）現在において、次の要件を満たしている者とする。
- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項各号の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成21年制定）に基づく入札参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札公告の日から過去5年間に於いて、国等又は都道府県、政令指定都市、和歌山県内市町村との間に海外における商標監視調査業務と同種の契約実績を有する者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 一般競争入札参加資格審査申請書
- イ 業務概要調書
- ウ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
- エ 個人にあつては、発行後3か月を経過していない当該個人の住民票
- オ 発行後3か月を経過していない印鑑証明書
- カ 使用印鑑届
- キ 直近2年分の財務諸表（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
（イ）和歌山県が課する県税全税目
（ウ）直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあつては、直近1年度分の市町村民税）

ケ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

コ 2（7）に規定する契約実績を証する書類の写し及び業務内容の分かる仕様書等の資料

(2) (1) ア、イ、カ及びケに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成28年2月26日（金）から同年3月7日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成28年2月26日（金）午前10時から同年3月7日（月）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成28年2月26日（金）から同年3月7日（月）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館2階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2813（直通）

ファクシミリ番号 073-432-4161

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成28年3月10日（木）までに郵送により送付する。

7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1) の説明は、平成28年3月25日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対しては、平成28年3月30日（水）までに書面により回答するものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第167号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第18条の7第1項の規定に基づき、鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、次のとおり公示する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 変更認定年月日

平成28年2月10日

2 変更認定を受けた鳥獣捕獲等事業を実施する者（以下「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）の名称及び住所並びに代表者の氏名等

(1) 名称及び住所

一般社団法人和歌山県猟友会

和歌山県和歌山市湊通り丁南四丁目18番地

(2) 代表者の氏名

尾上貞夫

(3) (1) の認定鳥獣捕獲等事業者は、法第18条の5第1項第2号の基準に適合するものである。

3 変更事項

鳥獣捕獲等事業の実施体制に関する事項

和歌山県告示第168号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年2月17日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成28年3月10日まで縦覧に供する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第67号	有田郡湯浅町別所字北柳井谷236外2筆

和歌山県告示第169号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年2月16日に認可した。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第62号	日高郡日高町小浦字矢田ヶ谷377-1外4筆

和歌山県告示第170号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 解除に係る保安林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川字寄地593（次の図に示す部分に限る。）、594の1、594の2、594の3、595、596の1（次の図に示す部分に限る。）、597
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第171号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第172号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成28年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局地域振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第173号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(国土調査に伴う基準点測量)
- 2 作業期間 平成27年7月21日から平成28年2月10日まで
- 3 作業地域 和歌山県西牟婁郡白浜町及び上富田町

内水面漁場管理委員会告示

和歌山県内水面漁場管理委員会告示第1号

平成28年度第五種共同漁業権に係る増殖目標量を次のとおり定める。

平成28年2月26日

和歌山県内水面漁場管理委員会会長 大 杉 達

漁業権者	漁業権番号	漁業権の内容	増殖目標量 (以上)
紀和町漁業協同組合外5組合	和内共第1号	あゆ	1,120,000尾
		あまご	20,000尾
		うなぎ	20kg
紀ノ川漁業協同組合	和内共第2号	あゆ	310,000尾
		もくずがに	10,000尾
	和内共第37号	あまご	10,000尾
貴志川漁業協同組合	和内共第3号	あゆ	100,000尾
	和内共第38号	あまご	10,000尾
玉川漁業協同組合	和内共第4号	あゆ	150,000尾
		あまご	10,000尾
有田川漁業協同組合	和内共第6号	あゆ	770,000尾
		もくずがに	15,000尾
	和内共第39号	あまご	10,000尾
日高川漁業協同組合	和内共第13号	あゆ	710,000尾
		こい	20,000尾
		もくずがに	15,000尾
		うなぎ	20kg
	和内共第15号	あまご	60,000尾
切目川漁業協同組合	和内共第16号	あゆ	20,000尾
		もくずがに	10,000尾
南部川漁業協同組合	和内共第17号	あゆ	10,000尾
		もくずがに	10,000尾
富田川漁業協同組合	和内共第18号	あゆ	80,000尾
		もくずがに	5,000尾
	和内共第19号	あまご	10,000尾
日置川漁業協同組合	和内共第20号	あゆ	430,000尾
		あまご	40,000尾
		うなぎ	10kg
古座川漁業協同組合	和内共第26号	あゆ	400,000尾
		もくずがに	10,000尾
	和内共第27号	あまご	10,000尾
	和内共第28号	あまご	10,000尾
七川漁業協同組合	和内共第29号	あゆ	60,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	10kg
太田川漁業協同組合	和内共第33号	あゆ	40,000尾
熊野川漁業協同組合	和内共第34号	あゆ	30,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	2kg
	和内共第35号	あゆ	120,000尾

		あまご	10,000尾
		うなぎ	4kg
	和内共第36号	あゆ	190,000尾
		あまご	10,000尾
		うなぎ	14kg

(注)

- 1 増殖目標量の数量は、種苗放流の数量とする。
- 2 「こい」については、平成27年5月29日付け和歌山県内水面漁場管理委員会指示第1号により、他水域への持ち出し等の禁止、放流等の制限が行われている。
- 3 各魚種の種苗放流基準は、次のとおりとする。

あゆ	平均体重3g以上
あまご	平均体重3g以上
うなぎ	平均体重1g以上
もくずがに	平均甲幅5mm以上
こい	平均体重5g以上

公 告

入 札 公 告

平成28年度海外における商標監視調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成28年2月26日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成28年度
- (2) 業務の名称
海外における商標監視調査業務
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 業務期間
平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成28年和歌山県告示第166号に規定する海外における商標監視調査業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁東別館2階
和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課

- (2) 期間

平成28年2月26日（金）から同年3月7日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書及び仕様書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3 (1) に同じ。

(2) 期間

3 (2) に同じ。

(3) (1) 及び (2) の規定により交付する入札説明書及び仕様書に対して質問がある者は、平成28年3月1日（火）午後5時までの間に和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階 食品流通課分室

イ 入札日時

平成28年3月16日（水）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書又はその写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成28年3月15日（火）午後5時までに和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、郵送による入札を行った者で、5(1)に規定する日時に入札の場所に参加していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県農林水産部農林水産政策局食品流通課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2813 (直通)

ファクシミリ番号 073-432-4161

- (3) この一般競争入札は、平成28年2月和歌山県議会定例会において、平成28年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成28年2月9日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 立 谷 誠 一

和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監 査 実 施 年 月 日

知事直轄（国体推進局）

平成28年2月9日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

知事直轄

ア 旅行命令簿の復命欄において、命令権者確認印の押印漏れがあったので、適正に処理されたい。
(総務企画課)

イ 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

(障害者スポーツ大会課)

ウ 用務地の地点名称を誤り、旅費を過払いし戻入していた。また、旅費の支給額が不足し、追給していたので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(障害者スポーツ大会課)

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成28年2月9日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年2月26日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 立 谷 誠 一

和歌山県監査委員 泉 正 徳

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
紀の国わかやま国体・紀の国わかやま大会実行委員会	平成28年2月9日

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

利用交通機関を誤って旅費計算し支出していたので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。